

北海道空知総合振興局告示第1036号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年2月5日

北海道空知総合振興局長 鈴木 賢一

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び調達予定数量

ア 南空知地区自動車燃料（レギュラーガソリン及び軽油1リットル当たりの単価）

レギュラーガソリン 65,600リットル  
内訳 岩見沢市 53,200リットル  
岩見沢市外 12,400リットル  
軽油 1,130リットル  
内訳 岩見沢市 1,130リットル

イ 中空知地区自動車燃料（レギュラーガソリン1リットル当たりの単価）

レギュラーガソリン 9,200リットル  
内訳 滝川市 6,900リットル  
砂川市 2,300リットル

ウ 北空知地区自動車燃料（レギュラーガソリン1リットル当たりの単価）

レギュラーガソリン 15,500リットル  
内訳 深川市 15,500リットル

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 契約の目的の仕様

アからウ レギュラーガソリン JIS規格K2202 2号  
ア 軽油 JIS規格K2204

(3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 納入場所

次に掲げる地区ごとにいずれの事項も満たす給油所（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）を除く。）とする。

ア 南空知地区

(ア) 空知合同庁舎（岩見沢市8条西5丁目）から概ね半径2km以内の場所にある直営の給油所。

(イ) 次に掲げる庁舎の所在地からそれぞれ概ね半径5km程度以内の場所にある直営又は代行の給油所。

庁 舎	所 在 地
空知農業改良普及センター空知南東部支所	夕張郡栗山町字中里 67 番地
空知農業改良普及センター空知南西部支所	夕張郡長沼町本町北 2 丁目 1 - 5
空知総合振興局東部耕地出張所	美唄市峰延町公園 2647-14

空知総合振興局南部耕地出張所	夕張郡栗山町字南学田 29-3
----------------	-----------------

イ 中空知地区

次に掲げる庁舎の所在地からそれぞれ概ね半径 5 km 程度以内の場所にある直営又は代行の給油所。ただし、いずれかは、直営の給油所であること。

庁 舎	所 在 地
空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室	滝川市緑町 2 丁目 3-31
障害者職業能力開発校	砂川市焼山 60 番地

ウ 北空知地区

深川合同庁舎（深川市 2 条 19 番 13 号）から概ね半径 5 km 程度以内の場所にある直営の給油所。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和 5 年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格（分類 16（車両燃料）に該当する者に限る。）を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）第 27 条第 1 項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (5) 揮発油等の品質の確保に関する法律（昭和 51 年法律第 88 号）第 3 条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。
- (6) 1 の（4）の納入場所の事項を満たす直営又は代行の給油所において、給油が可能であること。
- (7) 北海道内に本店を有し、かつ、空知総合振興局管内に本店、支店又は営業所等を有すること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の（4）から（7）に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和 6 年 2 月 6 日から同年 2 月 26 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで。

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目  
北海道空知総合振興局総務課需品係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 岩見沢市 8 条西 5 丁目 北海道空知総合振興局 5 階会議室（送付による場合は、

郵便番号 068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目 北海道空知総合振興局総務課)

(2) 入札日時 令和 6 年 3 月 5 日 (火) 午後 2 時 00 分 (送付による場合は、3 月 4 日 (月) 午後 5 時 00 分までに必着)

(3) 開札場所 (1) に同じ。

(4) 開札日時 (2) に同じ。

#### 6 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

#### 7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

#### 8 郵便等による入札の可否

認める。

#### 9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額 (単価) が、財務規則第 151 条第 1 項の規定により定めたそれぞれの予定価格 (単価) の制限の範囲内であって、かつ、すべての入札金額 (単価) が最低の価格であるものを落札者とする。

#### 10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

#### 11 契約書作成等について

(1) この契約は契約書の作成を要する。

(2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

#### 12 その他

##### (1) 無効入札

開札の時に、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

##### (2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

##### (3) 最低制限価格

設定していない。

##### (4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道空知総合振興局総務課需品係

イ 所在地 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目

ウ 電話番号 0126-20-0022

(6) 前払金

前払金はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 郵便等による入札における再度入札

郵便等により入札をした者は、開札日時に開札場所にはいない限り、再度入札に参加することはできない。

(10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(13) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(14) 契約単価の変更

契約書の別紙「契約単価の変更に関する特約事項」により行うことを承知した上で入札参加資格申請を行うこと。

(15) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。